平成25年度　事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	建築審査会事務局事務								継続
コード	24	－	63	－	01	－	00	予算事業名	建築審査会
担当部署	都市計画部		建築指導課		管理担当			予算事業コード	会計 10 款 08 項 01 目 02

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け（太枠内）　位置付けなしの場合 無　　法令による実施義務 義務

基本目標(章)	3章	人と環境にやさしい、快適な基盤を備えた魅力あるまち	実施計画事業名	無し
方向性(節)	1節	都市の魅力の創出	個別計画等の名称	無し
施策				
細施策			当事業に関連する事務事業	無し
事業実施の根拠となる法令・条例等	建築基準法及び川越市建築審査会条例			

2. 事業の目的と概要

事業の目的（誰・何を対象に、何のために実施するのか）	市内に建築しようとする者に対して、建築審査会が建築基準法に基づく許可の諮問等に対し、各委員の専門的見地から、適時かつ公平に同意の是非等を議決する。
事業の概要（活動内容、実施手段・方法など）	昭和55年度より毎年度、職員のみで、建築審査会が各委員の専門的見地から適時かつ公平に同意の是非等が行われるために適切な手続きを事務局として行う。

3. 実施にかかるコストと実績

（単位:千円）

		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		728	619	669	631	523	
（25年度予算額大幅増／減の理由）							
事業費	A	293	262	299	631	523	515
人件費	B	1,101	1,027	1,027	880	1,101	1,101
総コスト（C＝A＋B）		1,394	1,289	1,326	1,511	1,624	1,616
正規職員（1年間の従事人数）		0.15人	0.14人	0.14人	0.12人	0.15人	0.15人
臨時職員（1年間の従事人数）		0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金	D	0	0	0	0	0	0
その他特定財源	E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担（＝C－D－E）		1,394	1,289	1,326	1,511	1,624	1,616

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

	評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果	建築許可等件数	件	34	19	27	26		26 年度
	指標の定義・説明		建築許可申請等に基づき特定行政庁から諮問された案件に対して同意または不同意の判断を行う					
活動	建築審査会開催回数	回	3	4	4	3		26 年度
	指標の定義・説明		建築許可申請等に基づき特定行政庁から諮問された案件に対して開催する					
								年度
	指標の定義・説明							
								年度
	指標の定義・説明							
指標に基づく評価	各年度の建築審査会の開催件数、同意件数については概ね同様の内容となっているが、今年度より引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場の法第48条ただし書許可案件の諮問が予想されるため、違反是正及び公聴会の対応を含めて慎重な判断が要求されるところである。							

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	必要性に課題	公平性に課題		

法第78条に基づく建築審査会の4つの機能（同意、裁決、調査審議、建議）を適確に果たしていくためには、相応の経費も必要であり財政的基盤の確立が課題である。また、建築審査会事務局は特定行政庁に設置される場合が多いことから、中立、公平性の確保に一層の配慮が必要である。

(2) 比較参考値（他市での類似事業の例など）

県内11特定行政庁で建築審査会を設置しており、同意に係る条項別については、各行政庁とも日影、接道、用途地域が主要な案件となっておりほとんど差異がない。

(3) 事業を廃止・縮小したときの影響

建築審査会は建築基準法に設置根拠規定があり、建築基準法に基づく許可の諮問等に対する同意や審査請求に対する裁決についての議決を行う機関であり、廃止はできない。

平成25年度事務事業評価　方向性提示シート

所管部署			都市計画部				建築指導課	管理担当
事務事業名称			24	63	01	00	建築審査会事務局事務	
今後3年間の方向性	25年度	改善（見直し）	建築審査会事務局には専門的知識に精通した職員が必要であり、職員の研修といった能力向上方法の検討、現地調査といった活動面での拡大の検討を行う。					
	26年度	継　続						
	27年度	継　続						